

# 第1回五木村議会臨時会会議録

令和7年1月23日（木）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和7年第1回五木村議会臨時会（第1号）

令和7年1月23日

午前9時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について（林道入鴨線災害復旧工事）
- 日程第4 議案第2号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 質疑
- 日程第6 討論
- 日程第7 採決

### 2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整官 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木野徹也君

開会 午前9時45分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これから令和7年第1回五木村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 藤本議員、7番 西村議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について（林道入鴨線災害復旧工事）

#### 日程第4 議案第2号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）

○議長（岡本精二君） 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について（林道入鴨線災害復旧工事）、日程第4 議案第2号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）。

以上の議案を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） 皆さん、おはようございます。提案理由を申し上げます。

その前に、本日の臨時会の告示、また招集に当たりまして、大変不手際がございまして、議会運営委員会の皆様、また議長をはじめ各議員の皆様に変御迷惑、また御心配をおかけしましたことに心よりおわびを申し上げます。私ども執行部といましては、こういう案件が二度と起こらないようにしっかり対応を取りながら、これから皆様にまた御迷惑、御心配をかけないように、しっかり取り組んでまいり所存でございますので、どうか今後ともよろしく御指導をお願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。本日、令和7年第1回臨時会を招集いたし

ましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

12月20日、上京し、川辺川ダム建設促進協議会の要望活動として、国土交通省本省へ要望してまいりました。

12月27日、あさぎり町でくま川鉄道再生協議会総会に出席してまいりました。

1月4日、令和7年五木村二十歳を祝う会を役場大会議室で挙行し、岡本議長をはじめ議員各位、関係者の皆様の御臨席を賜り、出席者5名の新たな門出を祝福いたしました。

1月5日、五木村消防団出初め式を議員各位、多数の御来賓の皆様の御臨席を賜り、挙行いたしました。五木保育園の園児による幼年消防クラブ通常点検と防火の誓いの言葉が元気よく行われ、各分団による通常点検、放水競技が披露されました。日頃からの訓練の成果が十分発揮された大変立派な式でありました。

1月14日、サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社とボトルt o ボトル水平リサイクルに関する協定を締結いたしました。使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することで、資源の有効活用を行う取組であり、村も取組の推進や普及啓発に協力してまいります。

1月17日、知事と人吉球磨管内の市町村長、県議会議員が地域の未来像について意見交換を行う地域未来創造会議に出席してまいりました。

それでは、今議会へ提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、工事請負契約の締結案件1件、補正予算案件1件の計2議案であります。

議案第1号、工事請負契約の締結については、林道入鴨線災害復旧工事の契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第2号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）については、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,294万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を49億5,729万6,000円とするものであります。

主な歳出は、低所得世帯支援給付金及び物価高騰対策に係る商品券に要する費用を計上しております。

以上でございます。議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

追加ではございませんけれども、皆様御案内のとおり、今未明2時49分に福島県会

津を震源とする地震が発生いたしました。私どもg7の同じ活動をしております檜枝岐村では、震度5弱の揺れが観測されたところであります。当役場については、今、役場のほうから情報収集に当たっておりまして、その状況が判明次第、五木村としての何が支援ができるかというものについては検討してまいりたいというふうに思っております。詳しい状況につきましては、議会へも随時報告してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第1号の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。

それでは、議案第1号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的、2・4林災（6過）第61号、林道入鴨線災害復旧工事（1号箇所）（旧1号）。

2、契約の方法、指名競争入札に付し落札契約。

3、契約金額、2億2,660万円。

4、契約の相手方、熊本県球磨郡錦町木上西1007。

マルナカ工業有限会社 代表取締役 中山正明。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

参考事項です。工期は議会の議決を得た日から令和7年3月31日までとする。なお、関係機関との協議が整い次第、令和7年度への繰越しを行う予定でございます。

入札経緯（結果）でございますが、資料としてお手元のタブレットに格納してございますので、御確認いただければと思います。

それでは、今回の工事内容について御説明いたしたいと思っております。これについても資料はタブレットに格納しておりますので、お聞きをお願いしたいと思います。今回の林道入鴨線災害復旧工事でございますが、まず、資料として平面図を中心に置いてございます。場所につきましては、林道入鴨線、入鴨地区、那須さん宅の付近から対岸に渡る道の林道でございます。この林道の延長が約2キロ、2,100メートルでございます。幅員としましては約4メートルというところで、この平面図の起点と終点というふうに林道が蛇行してございます。起点のほうから約500メートル行ったところでございまして、この蛇行したヘアピンのところには入鴨地区の水道施設、配水池がございまして、また、配水池を挟むように道の対岸については農地があるという場所でございます。今回、この起点から終点までの延長が261メー

トルというところで、その区間においてその1、その2、分けてございますけども、特に大きなメインとなる工事が鋼製組立砕工というのがございます。図面の左下から右上にかけてのせり、溪流ですね、こちらのほうから2度甚大な被害があつてるところです。この災害の経緯でございますけども、これは令和2年7月豪雨にまず被災し、今度は、令和4年の台風14号に拡大崩壊したものでございます。いわゆる二重災害増破でございます。被災原因としては、先ほど言いました溪流からの増水、越水による道路の路体もろとも流出したものでございます。また、大雨による路面排水が増加したことによる路肩崩壊でございます。

なぜ今回の発注になったかというのも御説明いたしたいと思います。経緯につきましては、令和4年の14号で増破したというところで、令和5年の入札というところでございましたが、令和5年も梅雨の災害によりこの工事区間の手前が被災したものですから、今回での発注になったところでございます。

今回、林道の災害としましては2億の現場というところで、大変大きなものでございますが、その主要な工事として鋼製砕組工というのがありまして、こちらが約直工で1億ぐらいの工事金額になるところでございます。聞きなれない工種でございますので、こちらのほうについてもタブレットで資料を付けてございます。このガードンの実績資料というふうに資料があると思います。この写真が鋼製組立砕工でございまして、ちょうど下のやませみの対岸のほうに国交省さんがしている写真でございますので、このような工事を今回2億をかけてやるというところでございます。

今回の工事箇所が完了しても、先線に3か所の工事箇所がまだございます。今回の本工事完了次第、順次行っていくわけでございますけども、この林道入鴨線の終点には、地区の水道の水源がございまして、大分地区の方に御不便をかけておりますけども、今回、議決していただいて、速やかに早く復旧したいと思つてるところです。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 続きまして、議案第2号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、一般会計補正予算の説明でございます。

予算書を1ページおめくりいただきたいと思つています。議案第2号になりますけども、令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度五木村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,294万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,729万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。補正予算額のみ申し上げます。まず歳入です。国庫支出金の国庫補助金で1,410万3,000円、その下の繰越金です。884万4,000円、歳入合計が49億3,434万9,000円から、補正予算2,294万7,000円、合わせまして49億5,729万6,000円です。

その下の3ページが歳出です。こちらも補正予算額のみ申し上げます。民生費の社会福祉費で794万7,000円、その下、商工費で1,500万ちょうどでございます。歳出合計、補正前の額49億3,434万9,000円から、補正額2,294万7,000円、合計しまして49億5,729万6,000円となります。

次に、事項別ですが、まずは歳入のほうから行きたいと思えます。6ページになります。国庫支出金の総務費国庫補助金で、低所得者世帯支援分と推奨事業分、合わせまして1,410万3,000円です。

その下の繰越金で884万4,000円です。ちなみに、繰越金の令和6年度の残高が約2,560万円残額がございます。

次の7ページをお願いします。歳出です。民生費の社会福祉総務費でございますが、低所得者の世帯支援給付金の予算でございます。合計しまして794万7,000円です。その下の商工費の商工振興費、これは商品券の発行分でございますが、合計しまして1,500万円ちょうどでございます。

以上で、議案第2号の御説明を終わります。

-----○-----

## 日程第5 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第5 これから質疑を行います。

議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この工事請負契約の件でちょっとお聞きしますが、工期が令和7年3月末、繰越しとなっておりますが、正式的には令和7年の何月頃完成の予定か、一つこれをお聞きします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほど説明で今年度の工期は3月31日と、整い次第、繰越しを行う予定ということで、じゃあ令和7年度の工期はいつまでかということでございます。これにつきましては、令和7年の3月までいっぱい取りたいと思えますけれども、なかなか契約後の90日間の間に工事を着手すればよいという余裕工期、それを見越しておるところでございますが、このマルナカ工業さんにおいては、とにかく繰越しはするけ

ども令和7年度いっぱいまでかかるかもしれませんが、速やかに工事していただくためもあるし、令和7年度いっぱいまでの工期を設定したいと考えておるところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 先ほどの説明の中で、地区の水道施設のリニューアルという話を聞いたんですが、そういうのは延長はしてないのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

地区の水道につきましては、もちろん、今、こういう状態ですので車では行けないというところがございます。この間につきましても水道のトラブルがございまして、この工事区間の配水地のところまでは歩いて行くんですけども、終点にある地区の水口、こちらのほうも少し被災したところがございます、業者も含め、村も含め歩いて資材を担げて一輪車で行った経緯がございます。何とか今、ちゃんと順次水は十分ではございますけども、地区の方の管理でございますので、地区の方は早く通してほしいと、車で行きたいということです。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。一般会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。まず、歳出の7ページ、お願いいたします。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今回、民生費として社会福祉総務費でいろいろ低所得者の予算とか支援をするということでございますが、この予算書を見たときに、かなり経費分、国のほうはかなり思い切った1兆円アップで（不明）ですが、予算を組んでございますが、耳心地はいいんですが、かなりこういう小さい自治体に関すれば、今回、この予算書の中でシステムの改修料とかいろいろな経費分がかなり金額が高くなってる状況でございます。こういう小さな自治体に国の支援という枠内の予算枠内に、こういうシステム料とかいろいろな経費分の交付金はなかったのかどうか。また、一般財源が五木村とすれば、この事業に関して一般財源が2億円支出をせねばならないという状況で、これをどういうお考えか、また、国に支援の要望とかをや

っているのか。やったならどういう答えが返ってきているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、昨年12月17日に、国の補正予算の中の一つであります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、今回、低所得世帯支援と推奨事業ということで、国のほうで予算化をされまして、各自治体で対応するというような内容になっているところでございます。

低所得世帯支援につきましては、住民税非課税世帯に3万円を基礎として算定をされております。また、住民税非課税世帯のうち子育て世帯には子供1人当たり2万円を加算ということで、交付金自体については、全て国のほうで交付されるという内容になっております。

また、議員御指摘のように、事務費につきましては、今回は低所得世帯に対して、1世帯に対しまして2,500円、子供加算人数に対しまして2,500円のみ交付となっております。今回、この低所得世帯支援に交付します事務につきましては、税等のシステムの改修が必要になったところから、その一部しか交付金が充当されないということで、前回、議会の全員協議会においても御指摘をいただいたところでございます。そうしました内容を含めて、村のほうでは議会からも指定されましたように、国の支援制度にも関わらず小さな自治体は自主財源を持ち出しながら、国の施策を遂行しなければなりません。国に対しては県を通して、小さな自治体の実情を報告させていただきまして、対応策を要望しているところでございます。

また、システム改修等につきましては、手作業での対応ができないか、経費がかかりますので、職員でできないかということで検討をさせていただきましたが、人的不足、あるいは税申告等の時期と重なる。また、作業に時間が要しまして、交付に時間がかかるというようなことを勘案しまして、システム改修がよりの確にスムーズに処理ができるものと判断し、システム改修を行わせていただきたいということで、予算の計上をさせていただいたところでございます。

また、村長のほうからも、この小さな自治体の切実な実状を地元国会議員のほうを通して、国に直接小さな自治体の負担軽減に向けた解消に向けて取り組んでいただくよう伝えていただいたというところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） かなりこういう小さい自治体はそういう負担分、一般からの持ち出し分がかなりウェイトを占めるわけでございますが、以前、コロナのときに日本国民に国が支給したときがありました。そのときにも多分システム、あれは国の

事業ですので、そのときにマイナンバーカードをつくったら個人番号制ですので、いろいろそういうすみ分けができてスムーズに支給できるというようなことを言われた記憶がございます。また、マイナンバーカードの普及率がまだ100%じゃないとは思いますが、今からそういうことを利用できるとして、こういうシステム料というのはどういう、将来の話ですので試算が克明には分からないと思いますが、若干、こういう村の持ち出し分が減るようなことになるのかどうかその辺り、難しいかもしれませんがちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。ただいま中村議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この給付金制度ということで、マイナンバーカードを使った給付をということで、これについては、現在、五木村のマイナンバー普及率7割程度というふうに聞いているところでございます。このような形で制度が普及しておりますので、今、この制度を使った給付の制度というのもございますので、この給付金等については、今後、申請なしに給付するような仕組みということで、村のほうも検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、新年度に向けては、高齢者の支援ということで、高齢者笑顔給付金制度ということで、現在、検討しておりますけれども、この給付制度についてもお年寄りの給付ということになりますものですから、このようなマイナンバーカード、使いづらい部分もあるかもしれませんが、このような制度も活用しながら給付のほうをできるだけ簡素化していくよう検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、説明で分かりましたが、これから、先ほどの質問でも今回のこの経費分をもうちょっと抑えることが、マイナンバーカードを将来できるのかどうか、金額は言いませんが、抑えられるのかどうか。このマイナンバーカードを将来使った場合に、ちょっとその辺りをもしお答えできればよろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、この給付金の制度ということでマイナンバーカードを使った給付というのは、今後、検討するというところでございますけれども、まず、マイナンバーを使う前のシステムについては、これについては、どうしてもシステムの改築というところで必要な部分が出てきますので、今回はマイナンバーとは別にシステムの改修と

というのは、今回、給付金でございますと、システムの設計とかシステムの開発、そしてシステムのテスト、そしてセットアップということで、これは給付金もですけども、非課税世帯のうち子供世帯の給付としても、同じくこのようなシステムの改修がどうしても必要になってくるということで、ここの部分についてはマイナンバーカードとは切り離して、別に費用については必要となるということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） このシステム改修の件について一つ伺っておきたいんですが、システム改修として、毎年マイナンバーとシステム改修を出てくるんですが、このシステム改修に対して、やっぱり国がマイナンバーを導入したわけですから、国からできたらそういうシステム改修料とか出すべきではないかと思うんですけど、その辺の交渉はされたのかどうかと、もう1点は、システムと期間ですね、先ほど課長が説明されましたけど、期間が手書きよりもシステムを使うと早く支給ができるという話だったんですが、いつぐらいからその支給が開始されるのか。低所得者と物価に対する商品券がいつぐらいから開始されるのか、その2点伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、給付の時期についてということでございますが、すみません、保健福祉課のこちらの資料を御覧いただければと思いますけれども、裏面、すみません、御覧ください。給付のスケジュールということで書いてございます。このシステムの改修の完了というところで、2月下旬を予定をいたしておるところでございます。3月の月上旬について給付の通知を行いまして、中旬には給付確認の返信ということで、早期に返信があった世帯から取りまとめを行いまして、なるべく急いでということで、年度内には第1回目の給付を行いたいと思っております。まだ3月中旬までに返信が間に合わなかった世帯につきましては、4月以降に随時給付を行う予定をいたしております。ですので、正確には予算のほうは繰越しということでございます。

それとあと、最初に質問がありましたマイナンバーとか利用してというところで、今回、システムの改修についてということで、先ほどダム対策課長からも説明がありましたとおり、子供加算についてということ、低所得世帯については1世帯当たり2,500円、子ども加算について2,500円、交付と同じということで、これについては、以前は第1回目とか第2回目の給付の際は、国のほうがこのシステム改修等については、全て予算を見ていたところでございます。今年度については、このよう

な状況ということで通知があったというところで、これについては小さな自治体に関しては、自主財源の持ち出しとなって負担となるということで、国のほうでもこのような実状を訴えさせていただいて、これはどうにかならないだろうかということで、県を通じて国のほうには報告をいたしているというところでございまして、まず、また地元の、先ほどもありましたとおり、国会議員の方にも要望をさせていただいたという経緯がございます。今年度はこのような形で国のほうから通知が届いておりますので、このシステム改修にはこのような状況になったということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。

商品券の配付時期につきましてもお問合せがございましたので、こちらにつきましては、本日、予算が承認いただければ、早急に事務を手續しまして、2月中には各個人に配付して、3月から利用ができるように努めたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） システム改修なんですが、最初のうちは国が見てたけど、今回はシステムについては自主財源でやってくれということなんですが、やはり、これは国の施策なので、どうしても私は国がやるべきであって、システムもマイナンバー制度も国が導入したわけですから、国がやはり交付金なり何なりで補填すべきではないかと思うんですが、村長、その考えはどう思われますか。村長に伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、今回の地方支援の言わば物価高騰に対する支援の交付金というのは、国から支給されております。総額で1.1兆円ということで、特に低所得者については日本全体で5,000億円、また、あと各自治体の課題に対するものについての推奨事業については6,000億円ということで国が予算化をされて、その交付決定があったということの中に、今、るる担当課長のほうから説明がありましたけども、また、早田議員のほうからも質問がありましたように、このシステムを改修するものについて、1世帯2,500円の事務料を見ているということで、国についてはそういう予算の組立てをされておりますけども、こういう小さい自治体においては、これが例えば今回で言いますと、200万円余りの一般財源の持ち出しになると。これが1,000世帯の例えば自治体でございますと、2,500円ですと250万円の事務費が動きます。うちの

場合にはそこまで届いておりませんので、当然、小さい自治体については、この重点支援の地方交付金という地方創生の流れの中での国の判断かと思えますけども、これが返って地域の自治体の、言えば財政を弱めてしまうという結果になっているところでもあります。そういうことも踏まえて、担当課長申し上げましたとおりの、今、国・県には要望しておりますけども、私どももこの小さい自治体を預かる長としましても、すぐ地元の国会議員さんを通じて総務省本体のほうにこういう実状があると、甚だ遺憾なことであるということは伝えておりました、これについては何らかの対応をしていただくということかと思っておりますので、これは強くまた申し上げていきたいというふうに思っております。

それと、もう一方では、今、デジタル化の推進を各自治体やれということで国のほうから来ておりますけども、そういうものについても、やったは自治体のほうはいいわけではありますが、それについてもいろいろなシステムとか、今度は保守点検料とか、非常に全体の地方財政にとっての負担の割合は増えてきておりますので、こういうものも小さい自治体としたら、国のほうにいろんな意見を申し上げて改善を要望していきたいというふうに思っておりますので、議員各位の思いと私ども執行部の思いも一緒でございますので、これは国・県に伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今、それぞれ2番、3番議員さんから御指摘がありました、最近は何高ということ、日本全国は右往左往しておるような状態です。今回、その何高に対する地方創生の臨時交付金ということで、先だつての臨時国会で認められて、今回ももう交付の世帯数が五木村全体で180世帯あるということでございます。これは大変受ける人たちはありがたい、喜ばれると思います。五木全体の462世帯、この前説明を聞きましたが、私もそのときずっと考えておりましたが、これは永遠に続く話ではないだろうと思います。国も借金財政ですので、まず国民が、低所得者が、今日、何高騰によってあえいでおるということでこういう制度が交付がされるわけではありますが、大変喜んでおられると思います、受ける側は。それで課長に、これは球磨郡、熊本県、全国にこういう交付金がなされるわけですが、五木村としては462世帯ある中で180世帯という説明を受けましたが、これは球磨郡ではパーセントとしては、受ける側の180というこのパーセントは五木村は高いほうですか、低いほうですか。ちょっとお伺いをしたいと思います。これによって五木村の低所得者の今後どういう底上げをするのかということも政策の一つの大きな柱の土台になろうと思いますから、もしそれが分かればお知らせをして、今後の五木村の政策に取り入れてほしいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

議員質問になったことについてでございますけれども、今回、低所得者ということで、住民税非課税世帯がこれは180世帯ございます。これは世帯全員の方が非課税ということで、そのような方が180世帯おられるということで、五木村の世帯数は462世帯ということでございます。ですので、4割弱の方がこの非課税世帯ということになります。五木村については4割弱ということございまして、人吉球磨のほうの状況というのは、ちょっと今のところ私ども調べてはおりませんので、それについてはちょっと今すぐのお答えはできませんけれども、参考までにでございますけれども、後期高齢者のそういう世帯がございまして、その後期高齢者の世帯の中で、約6割の方はこの非課税世帯ということになっておるところでございます。村全体では4割のほう为非課税世帯ということで、現状としてはこのような形になっておるところでございます。このような非課税世帯、どちらかというとな国的に見ても多いのではないかというふうには思っておりますが、正確な数字は現在把握しておりませんが、このような非課税世帯が多いような状況の中で、令和7年度に向けていろんな物価高騰対策ということで、高齢者世帯の支援ということで、高齢者笑顔支援給付金とかこのようなものも現在検討中であるところでございます。

回答については、以上でございます。

○議長（岡本精二君） 球磨郡の郡内の状況を教えてくださいということだろう。だから、分からないではなくて何かの機会に、その政策をしたいということですから。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 球磨郡の状況については、後ほど資料のほうについて調査してお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 予算とは別に関係ございませんが、村長、施策として五木村が180世帯が非課税世帯、これが多いか少ないかによってその地域の豊かさというのが表れてくるわけです。これがパーセントが上がれば上がるほど貧困な家庭だと、こう言ったら失礼ですけどもそうなるわけですから、それをいかにして180世帯から150世帯、所得を上げる。これはお年寄りが多いわけですから無理な話ですけども、この施策によっては高齢者の所得増をどのように図るかという、非常に豊かさが物を言うわけですから、施策によっては。そこで聞いたわけですので、もう答弁は要りませんが、執行部の方がそれを肝に銘じて、どういうふうに五木村全体の非課税の方々が豊かに生活できるかという一つの施策を考えてほしいから申し上げたわけでございます。もう答弁は要りません。もしそれに何かあれば。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、担当課長のほうから説明がありましたように、五木全体で462世帯のうちに180世帯が非課税世帯ということで資料等に上がってきているところであります。これについては、おおよそ球磨郡全体もそうかもしれませんが、高齢化率によって、うちがちょうど高齢化率が今50%ちょっと超えてきております。そういう中で、高齢者の1人暮らし、2人暮らしの世帯、これはほとんどもう年金受給者になってまいりますけども、そういう方々がほとんど含まれておりますので、村としましたら、そういう方々がやはり健康とかいろんな社会参加を促しながら、各老人クラブさんとか、あとシルバー人材センターとかそういうところで健康と、あと幾らかの所得をいただいて、しっかりこの五木の中で暮らしていただけるように、高齢者福祉の一つの部門とすれば、しっかりやっていきたいというふうに思っています。これは各球磨郡町村でも高齢化率もやはり35%とか38%上がってきてる町村もおりますので、おおよそそれに比例をしながら、こういう世帯が存在をしてくるというふうに思っておりますので、そういう世帯もしっかりこれから村も支援をしながら、またいろんな対策を打っていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は商工費でちょっと、またもう1回お聞きしますが、今回、商品券をまた2月中、3月ぐらいから利用できるようにするというので、今回、補正で1,500万円、また経費分が75万ですか、そこを引いたら1,400万ぐらい。大体、1人当たりどれぐらいの、計算すれば分かるんですけども臨時会ですので、1人当たり幾らぐらいの商品券になるのか。また、前回見たら区分分けもあるのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の中に配付させていただいておりますけども、事業の計画としまして、今回の交付額ですけども1人当たり1万5,000円、500円券でいたしまして30枚の交付をしたいと思っております。

また、資料別になりますけども、商品券の事業実施要領の中に書かせていただいておりますけども、まず、全ての取扱店で利用できる分を1万5,000円の中の1万円と。また、飲食店又は食料、日用品、こういったものの商品を扱う部分を5,000円とさせていただきまして、合計1万5,000円を1人当たり交付させていただきたいというふうに計画しております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ないようでしたら、歳出については終わりたいと思います。

歳入の6ページをお願いいたします。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第2号の質疑を終わります。

歳入歳出全体で質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第2号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

-----○-----

#### 日程第6 討論

○議長（岡本精二君） 日程第6 これから討論を行います。

議案第1号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第1号の討論を終わります。

次に、議案第2号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第2号の討論を終わります。

討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

#### 日程第7 採決

○議長（岡本精二君） 日程第7 これから採決を行います。

議案第1号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された事件は全て終了しました。したがって、これで閉会

したいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時43分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 第2回五木村議会臨時会会議録

令和7年3月28日（金）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和7年第2回五木村議会臨時会（第1号）

令和7年3月28日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 監査委員の選任について
- 日程第4 議案第27号 工事請負変更契約の締結について（道の駅（物産館）改修工事）
- 日程第5 議案第28号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第29号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 質疑
- 日程第8 討論
- 日程第9 採決

### 2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長	北原仁司君
産業振興課長	土肥博司君
建設課長	黒木光重君
教育長	西龍三郎君
教育課長	山尾浩二君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木野徹也君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより令和7年第2回五木村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 中村議員、4番 川邊議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第26号 監査委員の選任について

#### 日程第4 議案第27号 工事請負変更契約の締結について（道の駅（物産館）改修工事）

#### 日程第5 議案第28号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）

#### 日程第6 議案第29号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡本精二君） 日程第3 議案第26号 監査委員の選任について、日程第4 議案第27号 工事請負変更契約の締結について（道の駅（物産館）改修工事）、日程第5 議案第28号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）、日程第6 議案第29号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上の議案を議題とします。

これより、行政報告及び提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。それでは、行政報告及び提案理由を申し上げます。

本日、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

令和6年度最後の臨時会開催に当たり、この1年間を振り返りますと、岡本議長をはじめ、議員の皆様の貴重な御意見御指導を賜りながら、ひかり輝く新たな五木村に向けて行政執行ができましたことに、心より感謝申し上げます。

また、冒頭議長より御指摘がありました点につきましては、私ども職員一同しっかり気を引き締めて行政執行にあたってまいりたいと思っております。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

3月は卒業式のシーズンであります。本村でも、3月9日に五木中学校、21日には五木東小学校で卒業式が挙行されました。

今年は中学校8名、小学校2名の児童生徒の皆さんが、保護者・在校生・先生に見守られ、未来に向かって羽ばたいていかれました。

また、22日にはいつき保育園の卒園式も行われ、立派に成長された6名の卒園児が元気に巣立っていかれました。

3月15日、宮園周辺地域振興協議会による「宮園周辺地域の振興に関する報告会」が宮園交流館で開催されました。地域住民による約2年間の議論を踏まえた、地域の拠点や川辺川を活かしたにぎわいづくりなどに関する振興策について報告がありました。

3月24日、南九州中部地域医療連携協議会の要望活動として、宮崎大学医学部附属病院、宮崎県医師会、宮崎県庁へ、人吉球磨圏域の産科医師確保に関する要望書を提出してまいりました。

3月25日、国、県、村による確認する場が役場大会議室で開催され、「ひかり輝く」新たな五木村振興計画の令和7年度実施計画について、三者で確認を行いました。議員の皆様にも御臨席を賜り、誠にありがとうございました。令和7年度は、この計画に基づく取り組みを着実に推進してまいります。

それでは、提案いたしております議案について、御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、人事案件1件、工事請負変更契約案件1件、補正予算案件2件の、計4議案であります。

議案第26号、監査委員の選任については、監査委員の任期が令和7年5月7日に満了することから、選任の同意をお願いするものであります。

議案第27号、工事請負変更契約の締結については、変更契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第28号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）は、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2,889万円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を47億2,714万

8,000円とするものであります。

また、繰越明許費として10億3,755万円を繰り越すこととしております。

議案第29号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既決予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれの総額を3,259万6,000円とするものであります。

以上でございます。

議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） それでは、議案第26号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、議案第26号の説明を申し上げます。監査委員の選任についてでございます。

まず、提案理由でありますけれども、監査委員の任期が令和7年5月7日に満了しますことから、新たに委員を選任するため、地方自治法第196条の第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものであります。

お手元の資料に配付しておりますように、牛草敏憲氏を選任したいということで提案いたします。住所・生年月日等についてはお示しのとおりであります。牛草さんにつきましては、現在も監査委員を務めていただいております。今後お願いするというところでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第27号の説明を求めます。土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。議案第27号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり、工事請負変更契約を締結する。

- 1、工事番号、産業工第3号。
- 2、工事名、道の駅（物産館）改修工事。
- 3、契約金額、当初 1億3,310万円。  
変更 1億4,639万5,433円。  
増額 1,329万5,433円。

- 4、契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2479-1。

丸昭建設株式会社 代表取締役 松村陽一郎。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付す必要がある。これが今回の議案を提出する理由でございます。

産業振興課の資料の1ページに、変更の平面図を付けております。今回の変更

つきましては、現在の物産館の改修に伴いまして、室内の壁、また天井、そういったものを取り壊して改修を行うということで、こういった取り壊しの後、現在の状況を確認したときに、補強の柱でありましたり、桁、梁、そういったものが今後の構造上必要であるということで、木工事あたりを追加したものでございます。

また、併せまして、屋根の確認、改修等を行う際にですね、雨どいがかかなり傷んでおりまして、今後腐食する可能性が高いということで、雨どいの追加工事を行うものでございます。

併せまして、現時点では喫煙者の喫煙場所がないということがありまして、こういったもの管理者また要望、利用者の要望等もございましたので確認し、補助対象となり得ましたので、今回追加をさせていただきたいと。

また併せまして、店内の内装につきまして、当初クロス張りでございましたけども、現状の塗装壁等と同等がふさわしいというふうに考えましたので、そういったものの変更で、今回増額となっております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第28号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） おはようございます。それでは、議案第28号の御説明を申し上げます。一般会計の補正予算です。

1 ページおめくりください。1 ページをお願いします。令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度五木村一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,889万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,714万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次のページ、をお願いします。2ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正です。補正予算額のみ申し上げます。国庫支出金、国庫補助金の73万3,000円です。次に県支出金の県補助金で減額の152万5,000円です。繰入金で減額の1,159万8,000円。村債で、減額の1,650万円ちょうどでございます。歳入合計、補正前の額が47億5,603万8,000円、補正予算額が減額の2,889万円、合計しますと47億2,714万8,000円です。

次に3ページ、次のページが歳出になります。こちらも補正予算額のみ申し上げます。

総務費の総務管理費、戸籍住民登録費、合わせまして5万6,000円、民生費の社会福祉費で68万円、農林水産業費の農業費・林業費合わせまして、減額の669万8,000円、その下の商工費で減額の755万4,000円です。次に土木費の道路橋梁費でございますが、補正額は0円でございますけど、後ほど出てきますが、財源の組み替えでございます。次に、消防費で減額の1,574万4,000円です。一番最後から2番めですが、災害復旧費の公共土木災害復旧費で、こちらも補正予算額は0円でございますけども、財源を組み替えております。一番下になります公債費で37万円ちょうどです。歳出合計で補正前の額が47億5,603万8,000円から補正予算額減額の2,889万円、合わせまして47億2,714万8,000円です。

4ページ、次のページでございます。繰越明許費です。

まず、総務費の総務管理費ですが、くま川鉄道経営安定化補助金、災害復旧費ですけども、それから、村有林素材生産間伐事業、売払の地主支払金、合わせまして1,836万円です。3款になりますが、民生費の社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業で386万9,000円です。4款で衛生費の保健衛生費で下谷地区簡易水道施設改修事業が1件で5,300万円、5款の農林水産業費の林業費で林業担い手外国人受入実証事業業務委託料から作業道嶽線改良事業まで、4,817万4,000円です。6款です。商工費です。いつきちゃん商品券事業から道の駅物産館仮店舗設置業務委託料、合わせまして4,157万6,000円です。土木費の道路橋梁費で村道折立線道路改良工事で2,704万円です。教育費の中学校費で、五木中学校校舎改修設計業務委託料で3,125万円です。最後になりますが、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、公共土木災害復旧費、合わせまして8億1,428万1,000円です。トータルしますと、合計ですけども10億3,755万円となります。

次に5ページ、次のページですけども、第3表の地方債補正です。補正予算額のみ申し上げます。

過疎対策事業債で、減額の3,050万円、その下の災害復旧事業債で1,400万円でございます。補正額の合計が、減額の1,650万円です。

次に、事項別明細に移りたいと思います。歳出から申し上げます。

10ページをお願いします。歳出です。まず、総務費の財政調整基金費で、森林環境譲与税基金積立金が81万円、次に、総務費の戸籍住民登録費が戸籍総合システム機器リース料で減額の75万4,000円、一番下になりますが、民生費の後期高齢者医療特別会計繰出金が68万円です。

次のページ、11ページをお願いします。一番上ですが、農林水産業費の農業振興

費になりますけれども、振興作物団地化形成補助金で減額の300万円、次に農林水産業費の林業振興費から森林経営管理費まで、減額の369万8,000円です。

12ページです。商工費の道の駅管理費で、減額の755万4,000円です。土木費の道路維持費と道路新設改良費ですけれども、冒頭申しましたとおり、ここは財源組み替えで補正は計上しておりません。その下、消防費の消防総務費から災害対策費まで、減額の1,574万4,000円です。

最後のページになります。13ページです。災害復旧費の道路橋梁災害復旧費、地滑り災害復旧費で冒頭申しましたとおり財源組み替えです。一番最後の枠になります。公債費で利子で、償還利子で37万円です。

14ページ、給与費明細書とありますけど、先ほどの森林管理費、会計年度任用職員の精算ということで、給与費明細を14ページから付けております。

次に、歳入です。8ページをお願いします。国庫支出金で、災害復旧費国庫補助金、総務費国庫補助金で合わせまして73万3,000円の補正です。その下が県支出金の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金で減額の152万5,000円です。

次のページ、9ページをお願いします。繰入金になります。財政調整基金繰入金と五木村振興基金繰入金、合わせまして減額の1,159万8,000円です。次に村債ですけれども、農林水産業債から一番下の災害復旧事業債まで合わせまして、補正額の減額の1,650万円でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第29号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。議案第29号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,259万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。まず、歳入でございますが、こちらのほう繰入金、一般会計繰入金、ということで68万円の増額です。諸収入、受託事業収入68万円の減額でございます。歳入合計につきましては、3,259万6,000円です。補正予算額は0円でございます。総額3,259万6,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細の説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお開きください。こちら、歳入のみの補正になっております。歳入の事業費の組み替えということでございます。

まず、事務費の繰入金でございますが、68万円です。そして、健康保持増進事業収入ということで、68万円の減額でございます。

この内容につきましては、保健福祉課の資料の最後のページを御覧いただければと思います。

まず、後期高齢者医療特別会計の事務費繰入金ということで、こちらのほうは一般会計から68万円を繰り入れているところでございます。後期高齢者の特別会計の健康保持増進事業収入ということで68万円が減額ではございますが、この増進事業の収入につきましては、人間ドックの費用の助成ということでございます。

まず、後期高齢者医療の健康保持増進に係る事業を市町村が行う場合には、これまでは広域連合の補助基準に基づいて、必要な経費が補助対象とされておりましたが、人間ドックの費用助成に関しましては、国の補助金の廃止に伴いまして、広域連合からの補助も廃止されることとなりました。そのため、人間ドックに係る費用の財源を一般会計から繰入金に組み替えを行うものでございます。

この廃止の理由でございますけれども、まず健康増進事業につきましては、順調に事業が展開されてきておりまして、人間ドック等の受診率が目標達成に近づいているため、県内の全市町村の補助金が廃止をされたものでございます。

この受診率については、後期高齢者医療でございますので、だまっておくと右肩下がりに受診率が下がるところではございますけれども、県内で約2%ほどですね、上昇傾向に見られるということでこのような状況で廃止がされるものでございます。参考までに、令和5年度の特定健診、人間ドックの受診率については、熊本県が県下平均で17.72%、五木村においては65.50%ということで、県下第1位の受診率ということでございます。

この財源について、下の図で示させていただいておりますが、まず補正前ということで、健康増進事業の補助金というのが、これが人間ドックの助成分でございますが、これが廃止されたということで、廃止されましたことにより、補正後には事務費繰入ということで、全てを事務費繰入で賄うものでございます。

なお、今回のこの人間ドックの受診の対象者につきましては、84名の方が補助金の対象であったということでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

-----○-----

## 日程第7 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第7 議案の質疑を行います。

議案第26号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番中村議員。

○3番（中村俊也君） 27号、工事請負の変更でございますが、これ昨年3月の定例会で1億5,000万で、今回契約金額が当初が1億3,300万ということで、その以前の説明では、この予算を超えるような工事のやり方はしないので、これは考えようというか許容範囲だと思えますが、結果的に今日の議案だけを見れば増額になっております。これは、課長としては、その昨年の3月の定例会の1億5,000万の許容範囲内に入っているのか、この工事の追加箇所は説明をされましたが、どういう見解か、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今回の補助事業での予算で1億5,000万ということにしておりましたけど、なるべく事業費については抑えて執行するというので、当初予算につきましては、1億3,300万程度で設計をしまして発注したところでございますけども、先ほど説明を行いましたけども、今回改修ということで、どうしても見えない部分と今までの劣化した部分、こういったものが工事に伴いまして判明してきたものがありました。と、追加的にですね、補助対象となり得る喫煙所につきまして、道の駅で今分煙化ですね、個別に設置したほうがよろしいということになっております。これも補助対象となり得ましたので、今回追加させていただきました。そういうことで、当初わかり得なかった部分を今回計上させていただいておりますので、本来であれば安く収めたいところではありますけども、今回の部分につきましては、必要な部分と思っております。増額をお願いしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） よございますか。ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 喫煙所の追加となっておりますが、これはボックスタイプなのかどうかですが、今はもうきちんとボックスタイプでないと多分許可が下りないと思うんですが、その辺のところを確認しておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） はい、お答えします。

今回の、喫煙につきまして、完全な個室ではなくてですね、壁・屋根、こういったもので囲って、四方を囲むということで、全体をしますと今度は中の排煙というかですね、機械等も出てきますので、今回屋根と壁で分煙するというので設置しております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） ということは、換気は上で開けてるだけで、その浄化とかそう  
いったのは付かないということですかね。もう一度伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） はい、お答えします。

屋根と壁だけで、その隙間から排煙するという形にしております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号の質疑を行います。ここから予算の質疑でございます。歳入・  
歳出に分けて行います。

まず、歳出の10ページから質疑を行います。質疑ございませんか。11ページ、12  
ページ、13ページ。

次に、歳入に移ります。歳入8ページをお願いします。9ページ。

歳入・歳出、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ございませんようでしたら、4ページ、お願いします。4ペ  
ージ、繰越明許費について、御質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今朝、議長からも御指摘がありました。今回のこの全体の進  
捗率で、進捗率が0%から80%、いろいろバラツキがございますが、年度末に特に  
この一番下の白蔵峠の地滑り災害復旧、これは県にお願いをしている箇所ござい  
ますが、これが0%、あといろいろございますが、特にこの要因・原因は何か、ち  
よっとわかりましたら原因究明をなされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

白蔵の地滑りの件でございます。こちらにつきましては、まずこの0%の工事に  
つきましては、これは令和6年度の協定の分でございます。こちらのほうの0%に  
つきましては、令和5年度の協定分の工事、こちらが起因しているものでございま  
す。と言いますのも、御承知のとおり、令和4年度から令和5年度、6年度と3か  
年についてそれぞれ工事を協定をしておるところで、工事の順序としましては、ま  
ず上のほうのですね、令和4年度の工事が終わってから順次やるわけですが、ま  
ず上下作業になるところです。ですので、令和6年度の分の0%につきましては、令  
和5年度の工事が完了次第着工になるということございまして、令和5年度の事  
業につきましても、事業はまだ長く引き続いて工事がなされているというところで

ございます。工事の遅れた原因、5年度のですね、上部の工事の遅れた原因につきましてはもちろん積雪による遅延、また6年度の台風10号ですね、そちらのほうにおいても増破したというところがございます。それと、この令和5年度、上部のですね、工事数量、アンカー工でございますけども、こちらのほうがほぼ別次元の工事数量でございます。グラウンドアンカー工が350本と。この350本が完了しないと、その下の今回の0%の工事に着手できないというところがございます。

大通峠先のですね、県の工事でループ橋の下、あそこもグラウンドアンカー工をやっているとございますけども、あそこは確認しましたところ、グラウンドアンカー工が約30本でございます。今回遅れている第2期工事のグラウンドアンカー工は350本でありまして、これ、この数量やるのに今工区を4つに分けてやっているとございますけども、こちらがまだ完了できないということで、今回の0%の工事がまだ未着手というところがございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） いろいろ自然的な要因があつて、かなり工事が遅れているということを御説明をなされましたが、5年度分がまだ完了してないということは、もう数日したら、7年度になつとですね。ということは、これは事故繰越しということになるのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほどグラウンドアンカー工の350本の箇所、こちらにつきましては事故繰越しとなるところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

繰越し明許関係等について、御質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号の質疑を行います。歳出はありませんので、歳入のみを行います。

す。

歳入、4ページ、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第29号の質疑を終わります。  
議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

-----○-----

#### 日程第8 討論

- 議長（岡本精二君） 日程第8 討論を行います。

議案第26号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第26号の討論を終わります。  
議案第27号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第27号の討論を終わります。  
議案第28号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第28号の討論を終わります。  
議案第29号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第29号の討論を終わります。  
以上で、議案の討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

#### 日程第9 採決

- 議長（岡本精二君） 日程第9 議案の採決を行います。

議案第26号の採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

- 議長（岡本精二君） 全員賛成でございます。したがって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第27号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

- 議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された事件は全て終了しました。したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、これで、令和7年第2回五木村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時50分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 第3回五木村議会臨時会会議録

令和7年8月5日（火）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和7年第3回五木村議会臨時会（第1号）

令和7年8月5日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第7 広報委員会委員の選任
- 追加日程第8 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 議案第43号 監査委員の選任について
- 追加日程第11 質疑
- 追加日程第12 討論
- 追加日程第13 採決
- 追加日程第14 閉会中の継続審査・調査について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

村 長 木 下 丈 二 君

総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

教 育 長 西 龍三郎 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議会事務局長（木野徹也君） 起立、礼。おはようございます。着席ください。

議会事務局長の木野です。本日は臨時議長が就任されるまでの間、私が進行役を務めますので、よろしくお願いいたします。

ここで、本臨時会を招集されました木下村長より御挨拶をいただきたいと思います。

木下村長。

○村長（木下文二君） 皆様、おはようございます。

本日、令和7年第3回臨時会を招集いたしましたところ、お盆を迎える準備もあります中、全議員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、7月6日に執行されました村議会議員一般選挙において当選されましたことに、改めてお祝いとお喜びを申し上げさせていただきます。誠におめでとうございます。

本日は、改選後の初議会となりますことから、後ほど、議長、副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、広報委員会委員、人吉球磨広域行政組合議会議員、人吉下球磨消防組合議会議員が決定されるものと承知しており、議員の皆様には御尽力をお願いすることとなります。どうか健康に留意され、健勝で御活躍されますことを御祈念申し上げます。

さて、議員の皆様御承知のとおり、昨年4月の村民集会において、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つことを表明し、現在、「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」に基づき、国・県・村の三者が一体となって村の振興に取り組んでいるところです。

今年度は、新たな振興計画期間の中間となる3年目に当たり、これまで村民の皆様からお伺いした意見を、具体的な施策として実現していくことが求められます。新たな平場の造成や水没予定地の利活用、道路や河川のインフラ整備等、国・県と具体的な協議を進めているところですが、これらの施策の実現に当たっては、村民や村内事業者などと協働で取り組むことが必要不可欠です。これからも、村民の皆様としっかりと対話をしながら、協働で村の振興と安全・安心を目に見える形で実現させてまいります。

これからの4年間は、少子高齢化に伴う各施策や、本村の基幹産業であります林業施策等、また、令和9年度に予定されている川辺川の流水型ダム本体工事着工を控えた、極めて重要な時期だと認識しております。

議員の皆様には御理解と御協力を賜りますとともに、御指導、御支援を賜ります

よう切にお願いを申し上げ、初議会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

- 議会事務局長（木野徹也君）** 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては、年長の西村久徳議員を紹介します。西村議員は、議長席へ御移動をお願いいたします。

[西村久徳君 議長席へ]

- 臨時議長（西村久徳君）** 改めまして、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました西村です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回五木村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（西村久徳君）** 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

-----○-----

#### 日程第2 議長の選挙

- 臨時議長（西村久徳君）** 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選と選挙の2つの方法がありますが、いかがいたしますか。

[「選挙」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長（西村久徳君）** 選挙の声がありましたので、投票による選挙を行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（西村久徳君）** ただいま、出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。五木村村議会規則第31条第2項の規定により、仮議席1番、田山淳士議員、2番、黒木一秀議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名です。

[投票用紙配付]

- 臨時議長（西村久徳君）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西村久徳君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（西村久徳君） 異状なしと認めます。

それでは、議長を誰にするか御記入ください。フルネームで記載をお願いします。  
記入お済みでございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西村久徳君） それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から、  
順番に投票をお願いします。

[投票]

○臨時議長（西村久徳君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西村久徳君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。仮議席1番、田山淳士議員、2番、黒木一秀議員、  
開票の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（西村久徳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票8票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、早田吉臣議員4票、田山淳士議員3票、中村俊也議員1票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、3番、早田議員が議長に当選さ  
れました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（西村久徳君） ただいま議長に当選された早田議員が議場におられます。

会議規則第32条の規定により当選の告知をします。

それでは、早田吉臣議員におかれましては、自席で結構でございますので、議長  
の当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 本日は誠にありがとうございます。改めて議長の席を拝任いた  
しましたのでよろしくお願いいたします。

これから先、地方自治法及び議会運営に対して一生懸命頑張っていきたいと思  
いますので、皆様どうぞ御指導のほうをよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（西村久徳君） それでは、議長は、この後、議長席をお願いします。

私はこれで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、私ごとですが、初めて議長の大任を拝命いたしました。何分不慣れで、戸惑いながら議事進行になるかと思えます。各議員の御協力のもと、円滑に審議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お諮りいたします。

引き続き、追加の日程を議題としたいと思えますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。追加の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

-----○-----

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（早田吉臣君） 追加日程第1 議席の指定を行います。

議長の選挙に伴い、議員の議席を、1番、田山議員、2番、黒木議員、3番、西村議員、4番、中村弘信議員、5番、園田議員、6番、中村俊也議員、7番、豊永勝彦議員といたします。私の議席を8番にそれぞれ変更し、会議規則第3条第2項の規定により、ただいまの着席のとおりと指定いたします。

-----○-----

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、3番 西村議員、4番 中村弘信議員を指名します。

-----○-----

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 追加日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（早田吉臣君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、議長による指名推選に決定いたしました。

それでは、副議長に田山淳士議員を指名します。

お諮りします。ただいま、私が指名をいたしました田山議員を副議長の当選人に決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、田山議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました田山淳士議員が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をします。

それでは、田山淳士議員におかれましては、自席で結構でございますので、副議長の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長（田山淳士君） 副議長に指名いただきましてありがとうございます。

議長を補佐していくという意味で一生懸命頑張っていきたいと思いますので、皆さん、御協力をよろしくお願ひします。

以上でございます。

-----○-----

#### 追加日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（早田吉臣君） 追加日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員の名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、常任会委員は委員会名簿のとおり選任することに決定しました。

引き続きお諮りします。各委員会の正・副委員長につきましては、先ほど全員協議会で決定されましたとお報告したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。

それでは、報告します。まず、総務常任委員会については、委員長に中村俊也議員、副委員長に黒木一秀議員、委員に、早田吉臣議員、豊永勝彦議員。経済常任委員会委員長に西村久徳議員、副委員長に中村弘信議員、委員に田山淳士議員、同じく議員に園田久議員。

以上のとおりです。

-----○-----

#### 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（早田吉臣君） 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員の名簿のとおり指名をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、各委員は議会運営委員会名簿のとおり選任することに決定しました。

引き続きお諮りします。議会運営委員会の正・副委員長につきましては、先ほど、全員協議会で決定されましたとお報告したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。

それでは、報告します。議会運営委員会委員長に中村俊也議員、副委員長に西村久徳議員、委員に田山淳士議員、同じく委員に黒木一秀議員。

以上です。

-----○-----

#### 追加日程第7 広報委員会委員の選任

○議長（早田吉臣君） 追加日程第7 広報委員会委員の選任を行います。

お諮りします。広報委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の広報委員会委員の名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、各委員は広報委員会名簿のとおり選任することに決定しました。

引き続きお諮りします。広報委員会の正・副委員長につきましては、先ほど、全員協議会で決定されましたとおり報告したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。

それでは、報告します。広報委員会委員長、黒木一秀議員、副委員長、園田久議員、委員に中村弘信議員、同じく委員に豊永勝彦議員となります。

以上です。

-----○-----

#### 追加日程第8 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

○議長（早田吉臣君） 追加日程第8 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。定数は2名でございます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、議長による指名推選に決定しました。

それでは、人吉球磨広域行政組合議会議員に西村久徳議員、園田久議員を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名しました西村久徳議員、園田久議員を当選人に決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、西村久徳議員と園田久議員が人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま、人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました西村議員と園田議員が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をします。

それでは、西村議員と園田議員におかれましては、当選承諾及び御挨拶をお願いします。

まず西村議員、お願いします。

○3番（西村久徳君） 西村でございます。今、議長から御報告のありましたとおり、人吉球磨広域行政組合ですが、大変事業が大きいわけでありまして。それに全うして頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（早田吉臣君） 続いて、園田議員、お願いします。

○5番（園田久君） 園田久でございます。私は、今回初めてのことで、まだ内容はわかりませんが、今後、早めに仕事内容も覚えまして頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（早田吉臣君） お願いします。

-----○-----

#### 追加日程第9 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

○議長（早田吉臣君） 追加日程第9 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。定数は1名です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、議長による指名推選に決定しました。

それでは、人吉下球磨消防組合議会議員に中村俊也議員を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名しました中村俊也議員を当選人に決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、中村俊也議員が人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました中村俊也議員が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をします。

それでは、中村俊也議員におかれましては、当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○6番（中村俊也君） ただいま議長から申し上げられましたように、人吉下球磨消防組合議会議員を拝命いたしました。また、地域の消防、消防行政に邁進していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（早田吉臣君） よろしくをお願いします。

-----○-----

#### 追加日程第10 議案第43号 監査委員の選任について

○議長（早田吉臣君） 追加日程第10 議案第43号 監査委員の選任について。

以上の議案を一括上程します。

これより、本案について提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 提案理由の前に、6月定例会以降の主な行政執行につきまして、御報告をいたします。

6月24日、入鴨川第8砂防堰堤完成見学会に出席いたしました。国において令和5年度に工事着手された砂防堰堤が、今年6月に完成をし、地元住民を含む関係者に公開されました。

7月4日、県道小鶴原女木線改良貫通促進期成会総会へ出席してまいりました。

7月10日、川辺川ダム建設促進協議会総会及び国道445号道路整備促進期成会、ほか2期成会の合同総会へ出席してまいりました。

7月15日から30日にかけて、国の概算要求に伴う球磨郡町村会の主軸事業要望を行ってまいりました。15日には木村県知事及び県議会議長へ、22日には九州農政局へ、24日は九州地方整備局へ、また、29日と30日は上京し、県選出国會議員及び関係省庁へ、それぞれ要望活動を行ってまいりました。

7月17日、人吉下球磨消防組合管理者会議に出席してまいりました。人吉下球磨管内において、熱中症による救急搬送が、昨年同時期に比べ2.5倍となっており、年齢別では高齢者が74%となっております。五木村においても、熱中症への注意喚起について周知を行ってまいります。

7月23日、五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会総会へ出席してまいりました。

以上、行政執行について御報告申し上げます。

それでは、引き続き、本臨時会に提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

議案第43号、監査委員の選任については、議会選出の監査委員の任期満了に伴い、新たな委員の選任の同意をお願いするものであります。

以上でございます。議案の詳細につきましては職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、議案第43号について説明を申し上げます。

監査委員の選任についてでございます。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

お手元の資料に書いてございます住所、生年月日はそこに表示をしております。氏名、豊永勝彦議員でございます。

提案理由、監査委員の任期が令和7年8月3日に満了したことから、新たに委員

を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるものでございます。どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（早田吉臣君） 追加日程第10 議案第43号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここでお諮りします。

監査委員の選任同意については、7番、豊永議員の一身上に係る案件でございますので、地方自治法第117条の規定により、7番、豊永議員の除斥を求めたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。それでは、7番、豊永議員の退場を求めます。

（豊永勝彦議員 退場）

-----○-----

#### 追加日程第11 質疑

○議長（早田吉臣君） それでは、本案については除斥による審議でありますので、議案第43号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 監査委員は大事な五木村の歳入歳出監査で大事なことで、一番適任だと私は思っております。しかし、村長との縁故関係には法律的には関係ないのかどうかを確かめてみたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

執行部提案ということで、今回上げさせていただきました。7番、豊永議員と村長とは縁故関係ということで、手持ち的に資料をちょっと持ち合わせておりません。ただ、解釈としては、特に議員さんでもありますので、私の解釈でございますけども、問題はないのかなと思っております。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

答弁があやふやでございましたけども、地方自治法第198条第2項で、親子、夫

婦、兄弟以外は認められるということになっております。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） ことなければ結構でございます。一応聞いてみただけでございますので。後で問題が起きないためには、議会としてたすべきものはただしておかないと後で問題になればと思って質問したわけでございますので、結構でございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第43号の質疑を終わります。

議案に対する質疑を終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

-----○-----

#### 追加日程第12 討論

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第43号の討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第43号の討論を終わります。

議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

#### 追加日程第13 採決

○議長（早田吉臣君） これから、議案第43号、監査委員の選任について採決を行います。

原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

それでは、7番、豊永議員の除斥を解きます。

(豊永勝彦議員 入場)

○議長（早田吉臣君） それでは、先ほど、議員により7番、豊永議員を監査委員に選任することが同意されましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。7番、豊永議員お願いします。

○7番（豊永勝彦君） ただいま監査委員に選任されました豊永勝彦でございます。監査基準に従いまして、常に公正不変の態度で監査を実施してまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） それでは、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午前11時53分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、会議規則第73条の規定によりお手元に配付したとおり、各委員長から委員会の閉会中継続審査の申出がなされました。これを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。

-----○-----

#### 追加日程第14 閉会中の継続審査・調査について

○議長（早田吉臣君） 追加日程第14 閉会中の継続審査・調査について追加し、議題とします。

一括してお諮りします。申出のとおり、閉会中において審査・調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中において審査及び調査することに決定しました。

お諮りします。本臨時会に付託された事件は全て終了しました。したがって、本日、閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

令和7年第3回五木村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後11時55分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

五木村議会臨時議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 第4回五木村議会臨時会会議録

令和7年10月20日（月）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和7年第4回五木村議会臨時会（第1号）

令和7年10月20日  
午前9時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第51号 工事請負契約の締結について  
(村営一般住宅頭地G団地新築工事)
- 日程第4 質疑
- 日程第5 討論
- 日程第6 採決

### 2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- 建 設 課 長 黒 木 光 重 君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

- 議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これから令和7年第4回五木村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 豊永議員、1番 田山議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第51号 工事請負契約の締結について

（村営一般住宅頭地G団地新築工事）

○議長（早田吉臣君） 日程第3 議案第51号 工事請負契約の締結について（村営一般住宅頭地G団地新築工事）。

以上の議案を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。

本日、令和7年第4回臨時会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告をいたします。

9月14日、五木村敬老式典を、議員御臨席のもと、五木中学校体育館において執り行い、白寿、米寿、喜寿の方々に表彰状及び記念品の贈呈を行いました。長年にわたり村の発展のために御尽力をいただいたことに厚く御礼を申し上げますとともに、笑顔の絶えない日々が今後も続きますよう心からお祈り申し上げます。

9月17日から9月19日まで、五木村商工会と、秋田県の成瀬ダム建設事業に伴う地域振興対策等についての視察研修及び、つくば市の土木研究所におけるダム水利実験施設の見学に行っていました。

9月30日から10月2日まで、球磨郡町村会の視察研修として青森県に行っていました。

10月9日、中学生議会が開かれました。観光振興や人口減少等の村の諸課題について、中学生ならではの豊かな発想での提案や鋭い質問をいただきました。将来を担う若者たちの意見を今後の村政に生かしていくとともに、住み続けたいと思う村づくりを引き続き行ってまいります。

10月10日、国有林野等所在市町村有志協議会へ出席してまいりました。同日、4期成会の合同要望活動として、県知事、県議会議長を訪問し、14日には九州地方整備局へ要望してまいりました。

10月16日、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会の要望活動として、県土木部へ要望してまいりました。

10月18日、宮園周辺地域振興協議会主催による旧五木第二中学校校舎への感謝とお別れをする会に出席いたしました。地域内外から多くの方々が出席され、校舎見学会や大同窓会を行い、懐かしい思い出を振り返りながら二中校舎にお別れすることができました。

それでは、提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、工事請負契約の締結案件1件であります。

議案第51号、工事請負契約の締結については、契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第51号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。それでは御説明いたします。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、契約の目的、村営一般住宅頭地G団地新築工事新築工事です。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1億1,660万円です。
- 4、契約の相手方、熊本県球磨郡五木村甲1046番地9。

株式会社技研日本 代表取締役 堀川匠太。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

参考事項ですが、工期は議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとさせていただきます。

それでは、今回の工事について概要を御説明したいと思います。

入札の経緯につきましては、タブレットの資料に格納してあるとおりでございまして、今回、10月9日の入札でございました。全10者でございます。詳細につきましては御確認いただきたいと思っております。

それでは、頭地G団地の説明をしたいと思います。お配りしておるA4の資料がございます。そちらを御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページに右上に①と書いてある図面でございます。字が小さくございませぬけれども、タブレットにも資料を格納しておりますのでそちらを拡大していただければ詳細がわかるかなと思っております。

それでは、1ページでございます。左側が案内図でございます。こちらは、今度の建設場所でございますけれども、その前に、G団地の計画目標でございますけれども、これにつきましてはひかり輝く新たな五木村振興計画7年度の実施計画によるものでございまして、目的としましては、住宅不足による移住・定住の機会損失を防ぎ、受入体制を確保したいというところでございます。

場所でございますが、先ほど言った旧ゲートボール場でございますけれども、頭地代替地の南側、第一分団の詰所の上、また、その上に村営団地のあるところでございまして、この図のとおりでございますが、村民憩いの場としてゲートボール場として住民の方にお使いいただいたところですが、今回、用途変更ということでお願いしたら、快くお譲りいただいたという、用途変更に協力いただいたところです。ここに右側の配置図でございますけれども、4棟8戸、単身住宅でございますが、計画のときに御説明したとおり、高野単身住宅、そのまま建設するものでございませぬ、同じものをです。これを4棟8戸でございます。

次、2ページ、右上の②をお開きいただきたいと思っております。今回建設する平面図です、左側が1階平面図、右側が2階の平面図でございまして、1LDKでございます。単身用の1LDKでございますが、高野と違いを申し上げます、高野住宅は、この洋室が畳、和室でございましたけれども、今回は洋室とすることで、高野は1DKですけれども、今回は1LDKでございます。1階、2階の平面図は以上でございます。

それと、すみません、駆け足で申し訳ございませんけれども、3ページです、③の

ほうが立面図でございます。上段が南側立面図ということで、下段が北側ということでございます。2階のほうには鉄骨の階段を上ると、昇降するということですので、全く高野と同じでございます。

最後、右上の④でございますけども、一応これが工事概要、仕上げ表ということで、これも載せておるところでございます。最後に断熱材等、ここも詳細に書いておるところでございます。

以上、駆け足でございますけども、これで議案第51号の説明を終わりたいと思います。

-----○-----

#### 日程第4 質疑

○議長（早田吉臣君） 日程第4 これから質疑を行います。

議案第51号の質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回、単身の4戸という計画でございますけども、今後、単身じゃなくて例えば家族向けの住宅の計画はあるのか、今後、単身なりの住宅、今後も計画があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

今後、住宅の建設があるのかということでございますけども、需要があればもちろん検討していくことではございますが、単身じゃなくて、いわゆる世帯向け、こちらの住宅、今の状況でございますけども、世帯向けは下谷住宅、宮園住宅がございます。こちらは公営住宅でございますが、今、下谷住宅のほうで5戸空いているところでございます。

今後、住宅の建設として、世帯か単身があるのかということですが、一番のネックは、建設したいけども用地がないということではございます。今からの展開を考えますと、頭地の平場のところの利活用、こちらのほうについても頭地の協議会のほうで住宅建設はどうかという声もございますので、用地をそちらに確保できれば需要も含めたところで建設していければと思っております。

あと、宮園のほうに河川計画による頭地大橋の建設、はっきりどこにするかは聞いてはございませんけれども、もし宮園西谷にも住宅がございますので、そちらの移転建設ができれば、今以上に戸数ができれば用地も含めたところで検討していければと思います。

いずれにしても、今回は世帯向けではなく単身住宅を、限りある用地になるべく多くの戸数、戸数でいえば8戸になります、こちらを今回建設するものでござ

います。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 将来の移住・定住、人口減少の歯止めには世帯向けというかです。ね家族向けの住宅も必要じゃないかなと思っております。これについて、今、単身向けだけですけれども、この方々が例えば結婚されて子どもができてといったときにはどう対応するのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時11分

再開 午前9時12分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほど2番議員さんがおっしゃられたように、世帯向けは今後あるのかということでございまして、もちろん御指摘のとおり、単身に住まれた方が、今後は結婚されて子どもをつくる、そういう住宅もおっしゃるとおり必要でございますので、その用地も確保した上で建設できればと思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今、住宅が空いているということですよ。何箇所、宮園とかあちこちにあるわけですが、何箇所、何世帯ぐらい空いているか、全体的な把握をされていますか。そこをお願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

まず、何世帯空いているのかということでございますが、先ほどもちょっといいました、今現在空いているのは下谷住宅、こちらが4世帯分、8世帯あるうちの4世帯が空きがあるというところでございます。

あとは単身住宅が1カ所、頭地E団地、ちょうどこの裏になるんですけど、こちらの単身用が1つ空いてるという状況でございます。

あと、すべての住宅は、今、入居しているところでございます。全体数につきましては、すみません、資料を用意していなかったんですけど、54住宅があったと思っております、そちらの中で、今空いているのが頭地の下谷が4つ空いていると、頭地のE

団地が1つ空いているという状況です。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 空いているわけですが、今後のはっきりしたですね見込みは立っているんですかね、入る人、8世帯も造ってですよ。今、人口はどんどん減っている。ところがやっぱり、よそから来ている人がおっても入ってこられても減っているわけですよ、人口は。ということは、村民が減っているということなんです、実質の住んでいる村民人口がですねどんどん減っていると。これだけ入ってきて来られても人口が減っている。ということは、やっぱり、村の純粋の五木の元はだんだん減っているということですよ、相当。人口減少率も熊本県で2位でしょう、五木は、球磨村に次いで。相当減っているんですね、これだけ少ない上に人口減少率もすごい少ない、減っている率が多いということですので、本当、造るのはいいんですが、見込みが立っているのかどうか、今も空いているのに、まだ造る必要があるかどうか、そこら辺をですね、十分、それは前から出ていた話ですから、これを最初に言われた頃と今では、1年以上経っていると思いますから違うと思うんですが、そこらへんは大丈夫でしょうね、来る見込みがあってやっているんですよ。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

見込みということでございますけども、計画目的、先ほど言いました外部からの移住者とか、また協力隊も含めたところの五木に住んでみたい、五木に来たいという方を対象にした言い方をしたところでございますけども、需要としまして、まずあるのが、実は村民の方が、うちの家は老朽化して住めない、子どもも帰って来ない、住宅は開いていますかというような御相談もありましたし、そういった方が現に住んでいらっしゃる方もいます。問い合わせも二、三件あったところではございますけども、まずは世帯向けが空いていますよということでお知らせはしているところでございますし、村の公共工事におきまして移転を余儀なくされる方等々も今後見込まれるところでございます。そちらの方の移転先確保ということもござい

ます。

今申し上げたのは単身向けの住宅でございますけども、世帯向けのほうはまだ今のところ、外部から、または村内で、ちょっとないかなという相談はございません。単身住宅は村内の中でも需要はあると思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） ちょっとはっきりよくわからなかったけど、見込みは立ってい

るかというのは、例えば、今から協力隊とかが何人入ってくるから必要だとかとかねそういうことを聞いているわけですよ。村民の、例えば家が古いから家が空いていませんかという話とは全然別な話ですね私が言うのは。わかりますか。だから、1年、2年以内にそれだけの8世帯に、8世帯全部入るくらいの気持ちでやらんとですね、造れば何とかなるだろうとことじゃなだめだと思うんですよ。そういった人の流れといいますか、入ってくる見込みがあるのかどうかということをもう一回お願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

建設課長のほうでは今のいろんな事情についてはお話があったところですけども、今、1番議員さんのほうで、今回8世帯ですね、8戸入りますけども、それについての将来的な見込みというお話かと思っております。これにつきましては、当初の計画を申し上げるときの目的として、いろんな移住・定住の相談会場に行ったときに、これは役場に電話でも問い合わせがありますけども、まず住める住宅がありますかといったときに、今、多く活用しますのはお試し住宅、高野の、あれについては半年入ってもらったり、それで五木をよく知ってもらって定住してくださいという部屋を今活用しておりますけども、それ以外に、やはりすぐ定住をしたいという方についての住宅が不足していたということは根底にあります。

そういうものについては移住の相談会とか、これから五木のいろんな振興計画の中でも交流人口の拡大をやりながら、しっかりそれらをアピールをしながら埋めていきたいというふうに思っております。

それともう1つ、現状的には下谷のほうが世帯向けが空いておりますけども、世帯の中には1人の方が住んだりとか、いろんな部屋の割り振りについては、本来世帯で入っていただきたいところに、単身住宅がないということで1人で入ったり、そういうこともありますので、全体的を見たときに、これから、やはりいろいろな住宅をすれば、単身といいましてもLDKですので夫婦1組ぐらいは入れるかなと思っております。そういうので子どもが授かったときには、また世帯に移っていただくということをやりながら、村振興の全体を上げてそういうものに取り組んでいきたいということでございますので、需要的には十分あるというふうに私は認識をしているところでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私は2点だけお尋ねいたしたいと思います。

1点は、これから寒くなるわけですが、3月までの工期ということで、あと5か月ちょっとでございますが、今、人手不足、資材の高騰というようなことでなかな

か手に入らない業者もおります。特に人吉球磨は、災害普及の関係で大工さんが足りないというような懸念もあります。それで、期限の延長はよくよくやるわけですが、そういうことはないのかどうか。それから追加がよく出てまいります。今、資材高騰、ガソリンその他ですから、そういうものがないような設計、いろいろ業者もそれに見込んで入札されたと思いますが、そういう追加ということはないのかどうか、改めてお尋ねをしておきます。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほど2点お尋ね、確認がございました。1つは工期について、もう1つは追加工事があるのかというお尋ねだったと思いますが、確かにおっしゃるとおり、労務費の上昇、資機材の高騰、今回、それを見込んだ形で入札をしたところでございますけども、まだ不透明のところがございます。大きな話で言えばアメリカ関係の関税等々で資材がどう転がるのかというものもございしますが、もちろんそういう予測はされます。

あと、一番問題とされているのが、働き方改革ですね、企業における働き方改革によってノー残業デー、残業はしませんよと、あとは完全週休二日の導入ということで、工期の延長は、先ほど資料にもございます議案の説明でございます、参考事項で令和8年3月31日とするというふうに申し上げましたところ、はっきり申し上げれば請負金額もさることながら、工期の延長は余儀なくされるかなと思っております。業者の方にはよろしく頼むと、この工期内でという話はするところですけども、一番の問題はノー残業、人がいない、完全週休二日ということで期間は延びるのかなと思っております。

あと、追加工事につきましては、高野の工事をそのままベースにしておりますので、高野の反省も含めたところで追加工事がないようにするところです。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 念を押しておきますが、期限の延長はないことをもう一遍確認をしておきます。それはなぜかという、先ほど課長からも話がありましたように、資材の高騰、人手不足、それから、これから寒くなります。そういう悪条件というのが目に見えておりますから、期限をちゃんと設定してありますので、延期はないようなことで、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

工期の延長はあるのかと、期限内にやるということでございますけども、もちろ

ん、それでまず契約するわけがございますから守ってほしいと。ただ不可抗力とか、いろいろな事情があると思います。今後も見込まれると思いますので、絶対に工期内に仕上げるとはちょっと申し上げられませんが、それになるように頑張るところです。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。5番、園田議員。

○5番（園田久君） 設計書を見たんですけども、この中で五木村で生産する木材、これの使用率はどうなっていますか。ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

五木産材の使用はどうかというお尋ねかと思いますが、今回、住宅建設につきましては、五木産材の使用は特にうたってございません。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田久君） 五木は、いつも村長が言っておられるように主産業は林業、そこから生産される木材、これを五木村地元で使う住宅であれば、まずは公共施設から木材は使用できる限り、私は使うものが当然ではないかと思えます。この点、村長はどうでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えをいたします。

今、建設課長のほうが仕様書の中に五木の産材のやつは想定はないという話でありますけども、設計書自体はJASとJISとかの企画に基づいた商品のひらあげになってきますので、中身的には五木の腰板とかそういうものについては、需要と供給のバランスがございますので、そういう製品がもしそろえられるのがあれば、そういうものをしっかり使ってくださいということは業者のほうには訴えておりますので、それについてはしっかり使えるところは使っていただくということになるかというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田久君） 今おっしゃられたように、規格があって、それに五木の材が向いていないじゃないですけども、そこまでの加工技術がまだないということであるようですので、今後は公共的な受託とかで使う場合は、温泉センターもそうですけども、木材を使うということでもありますので、今後はそういうことを含めてですね五木の木材の利用率を上げるように考えていただきたいと思えます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

5番議員おっしゃいますように、今、葉枯らし乾燥材ということで、特に県内に

については工務店さんとイタク工法ということで使っていただいておりますけども、こういう公共的ないろんな補助事業をいただく、例えば設計から入った事業等については、しっかり五木の産材を使えるところは使ってもらおうと、それがゆくゆくは林業振興にもつながっていきますので、そういうのはしっかり努力していきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私は確認をしますが、今回、住宅を造るわけでございますが、資料1番の右隅に、擁壁のことが書いてございます。高さが3.5メートルということで、また国交省から安全上に支障がないということでございますが、擁壁ということで、よそもですが、2倍から3倍という高さの擁壁がかなり不具合が生じたり、擁壁が傾いて崩れたということがございますが、国交省からはどういう調査内容とかちゃんといただいているのかお伺いします、確認します。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

資料の1ページ、右上①に書いてある、すぐ横に擁壁断面図ということで書いてございますけども、これにつきまして、約30年前、国交省により築造安全支障なしということでございますが、これは配置図の中の、今回新しく造るG団地のすぐ横、上ですね、F団地の用地の擁壁でございます。なぜ擁壁断面図を付けなければいけないかといいますと、建築確認というのがございまして、今回建設するに当たり、この高さの擁壁がありますけども、これは大丈夫ですという書き方でございまして、これは決まっております。今回建設する工事のところそういう高い擁壁があるのかというところで図したところで、もちろん頭地代替地を建設しましたのが国交省さんにおいて造成されまして、この擁壁を造られたところでございますので、書いてありますとおり、安全上支障はありませんということで建築審査を通ったところです。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

-----○-----

## 日程第5 討論

○議長（早田吉臣君） 日程第5 これから討論を行います。

議案第51号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第51号の討論を終わります。

討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

#### 日程第6 採決

○議長（早田吉臣君） 日程第6 これから採決を行います。

議案第51号の採決を行います。原案のとおり採決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された事件は全て終了しました。したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時38分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 資 料

令和7年第1回臨時会

# 資 料

令和7年第2回臨時会

# 資 料

令和7年第3回臨時会

# 資 料

令和7年第4回臨時会